

## 新型コロナウイルス感染症対策本部（第35回）

### 議事概要

#### 1 日時

令和2年5月21日（木）18時11分～18時23分

#### 2 場所

官邸4階大会議室

#### 3 出席者

内閣総理大臣 安倍 晋三

外務大臣 茂木 敏充

文部科学大臣 萩生田 光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

経済産業大臣、内閣府特命担当大臣 梶山 弘志

環境大臣、内閣府特命担当大臣 小泉 進次郎

内閣官房長官 菅 義偉

国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣 武田 良太

内閣府特命担当大臣 竹本 直一

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、内閣府特命担当大臣 橋本 聖子

基本的対処方針等諮問委員会会長 尾身 茂

復興副大臣 横山 信一

内閣府副大臣 大塚 拓

内閣府副大臣 宮下 一郎

総務副大臣 長谷川 岳

法務副大臣 義家 弘介

財務副大臣 遠山 清彦

農林水産副大臣 伊東 良孝

国土交通副大臣 青木 一彦

防衛副大臣 山本 ともひろ

内閣官房副長官 西村 明宏

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣総理大臣補佐官 木原 稔

内閣官房副長官補 林 肇

内閣官房副長官補 前田 哲

内閣情報官 瀧澤 裕昭

内閣審議官（内閣広報官代理） 田中 愛智朗

内閣審議官（国家安全保障局長代理） 藤井 敏彦

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 松田 浩樹

## 4 議事概要

### 【厚生労働大臣】

国内事例ですが、PCR検査陽性者数は合計で16,424人、前日より37人の増加です。一方、入院等を必要とする者は2,917名で248名の減少、また退院又は療養解除となった者の数は12,672人、前日比386人増でありますから、陽性者のうち77%の方は退院または療養解除という状況になっています。なお、残念ながらお亡くなりになった方は、6人増の777人となっております。感染者が直近で1週間以上発生していない地域は26県、2週間以上発生していない地域は19県となっております。

医療提供体制について若干報告をさせていただきたいと思っております。都道府県の報告によると、ピーク時に新型コロナウイルス感染症患者を実際に受け入れる病床として、5月15日の時点で約31,000床を確保する見込みであり、既に医療機関と個別の割当の調整を終えた病床は、約17,000床となっております。5月13日時点での入院患者数は約3,400名でありますから、入院患者数の確保病床数に対する割合はその時点でも約20%となっております。また、重症患者の受入可能についても約2,400床に対して同時期で約250人、約11%という状況となっております。

都道府県知事からは、病床等の確保が進む中で、現時点では医療提供体制は逼迫した状況にはないが、引き続き、医療機関の役割分担や病床確保を進めていくといった姿勢が示されているところであります。

### 【尾身会長】

諮問委員会を代表して、本日の委員会での議論の結果をご報告いたします。本日の諮問委員会では、改めて現時点での状況の評価を行い、緊急事態宣言及び基本的対処方針の変更案について議論いたしました。諮問委員会としては、8つの特定警戒都道府県のうち、京都府、大阪府及び兵庫県については、1週間単位でみた新規報告数が減少傾向にあり、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人以下であること。また、病床の状況に加え、都道府県新型コロナウイルス対策調整本部、協議会の設置等により患者急増に対応する医療供給体制が確保されていること。さらに、医師が必要とするPCR検査等が遅滞なく行える体制が整備されていること、などを総合的に判断した結果、緊急事態宣言の対象区域から解除する、とする基本的対処方針等の変更案を了承しました。

なお、本日の議論においては、サーベイランスの更なる充実、具体的には、インフルエンザ・肺炎死亡におけるいわゆる超過死亡についても、現行システムの改善も含め適切に把握できるよう、早急に体制を整えるべき、との意見がありました。これらを踏まえ、基本的対処方針の変更案について、当該内容を追記の上、了承しています。

本日の基本的対処方針等の変更が決定した場合は、42府県が緊急事態宣言から解除されることとなります。一方で、緊急事態措置を実施すべき区域が一部残っていること等を踏まえ、政府におかれましては、引き続き基本的対処方針に基づく慎重な対応が重要となると考えます。

## 【西村国務大臣】

ただいま尾身会長からご説明いただきましたとおり、諮問案どおりにご了解をいただいたところでございます。この後、政府対策本部長であります安倍総理に、公示案に沿った緊急事態宣言を発出していただくこととなります。

これに合わせて、基本的対処方針の変更点についても諮問委員会でご議論いただきました。資料 3-2 に新旧対照表がございます。「サーベイランス・情報収集」の部分、6 ページの最後から 7 ページの上から真ん中にかけてであります。PCR 検査及び抗原検査の役割分担について検討・評価を行うこと、また、医療従事者はもとより濃厚接触者等の PCR 等検査の実施の拡大に向けて取組を進めること、そして超過死亡についてなど、新たに明記することの変更を加えております。

続いて、業界団体ごとに作成していただいております「業種別ガイドライン」の作成状況についてご報告いたします。専門家の皆様にもご支援をいただいて、作成数は、前回 82 件であったものが、本日時点で 101 件に増えており、今後、128 件まで増える予定です。本ガイドラインは、感染拡大防止策を講じた上で事業を継続していくための重要なものと位置付けております。しっかりと実施していく必要があるため、引き続き、業界団体の取組を支援していきたいと思っております。

今後とも、専門家の皆様と日々緊密に連携しながら、都道府県や市町村と一体となって、対策に取り組んでいきたいと思っております。

## 【内閣官房長官】

それでは、基本的対処方針の変更について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

## 【内閣総理大臣】

39 県の緊急事態宣言を解除した後も、5 月 14 日以降も、我が国の新規感染者数は減少を続けており、入院者数の減少もあいまって、医療のひっ迫状況についても改善傾向がみられます。緊急事態にあつて、最前線で全力を尽くして下さっている医療従事者の皆様に改めて敬意を表するとともに、外出自粛や 3 密を避けていただく、そういう取組にご協力を頂いている、全ての国民の皆様感謝申し上げたいと思っております。

今般、14 日に専門家会議で策定された緊急事態措置の解除基準に照らし、残る 8 つの特定警戒都道府県について改めて評価を頂き、諮問委員会からのご賛同の下、本日、京都府、大阪府及び兵庫県について、緊急事態宣言を解除することといたします。残る関東の 1 都 3 県、北海道についても、感染の状況や医療提供体制に改善がみられることから、週明け早々の 25 日にも、専門家の皆様に改めて状況を評価していただき、可能であれば、31 日の期間満了を待つことなく、緊急事態を解除する考えです。

残された 5 つの特定警戒都道府県においては、感染者数は減少を続けておりますが、いまだリスクは残っているものと考えます。これまでと同様、外出の自粛や都道府県をまたいだ移動を控えていただくなどのご協力をお願いいたします。

解除された府県においては、新しい生活様式や、各業界団体において作成された感

染防止のための業種別ガイドラインを踏まえ、感染拡大防止策をしっかりと講じながら、社会経済活動を段階的に引き上げていただきたいと考えております。

コロナ時代の新たな日常をつくり上げるべく、政府としても、先般成立した第1次補正予算による各種対策の執行を進めております。最大200万円の持続化給付金も、何よりもスピードを重視して、入金開始から10日余りで、40万件を超える中小事業者の皆さんに、5,000億円以上をお届けしています。厳しい状況下で歯を食いしばって頑張っておられる皆さんの事業と、そして雇用を何としても守り抜くため、今後も全力を尽くすとともに、もう一段の対策に向けて、第2次補正予算の策定作業を進めてまいります。

さらに、抗原検査による検査体制の拡充、医療提供体制の強化など、次なる流行への備えについても、知事、自治体と連携しながら、万全を期してまいります。

緊急事態措置の解除が進む中、感染拡大を予防しながら、新たな日常をつくり上げるチャレンジが、全国で始まりつつあります。各位にあっては、都道府県、そして何より、国民の皆様と意思を一つに、引き続き、取組に全力で当たってください。

以 上